

三田市空き家バンクへ物件登録をご検討の皆さまへ



登記等手続き・家財等処分 費用の一部を補助します

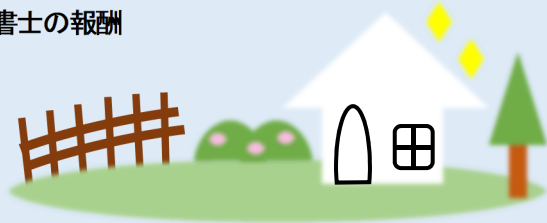
空き家バンク登録促進補助金のご案内

三田市空き家バンクに物件登録するために、下記の費用を要した場合に補助対象経費合計額の2分の1(上限10万円)を補助します。※1,000円未満は切り捨て

補助対象経費

・空き家の登記等手続き費用

- ①戸籍謄本等、登記に必要な書類等の取得にかかる費用
- ②不動産登記等に要した土地家屋調査士、司法書士および行政書士の報酬



・空き家の不要な家財等処分費用

- ①三田市クリーンセンターへの持込み手数料
- ②三田市クリーンセンターによる粗大ごみ収集手数料
- ③一般廃棄物処理業者に委託した不要な家財の収集・運搬及び処分費
- ④家電リサイクル法に規定の家電4品目の収集・運搬リサイクル料
- ⑤空き家の清掃又は除草について、業者に支払った費用

※空き家バンクへ申込み後に支払った費用が補助対象になりますので、ご注意ください。

補助対象者

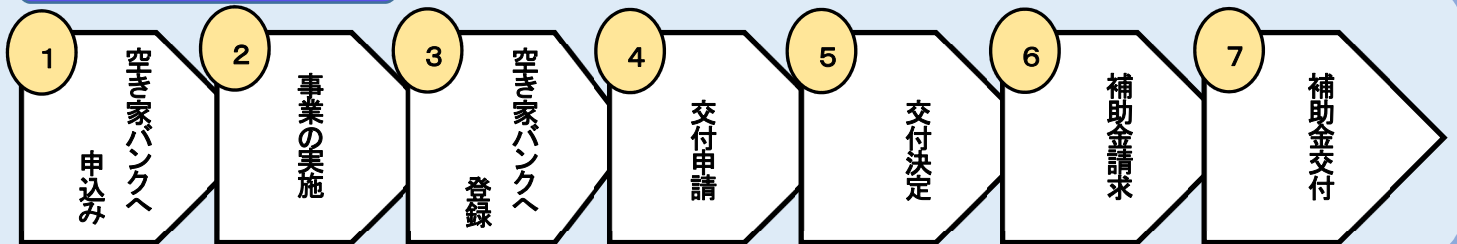
- ① 三田市にある空き家の所有者またはその成年後見人
- ② 三田市空き家バンク制度に物件登録をした者
- ③ 三田市空き家バンク物件登録台帳に2年以上継続して登録することを誓約する者

申請時の必要書類

- ①補助金交付申請書
- ②補助対象経費に係る領収書の写し
- ③誓約書
- ④不動産登記事項証明書※登記等手続き費用の場合
- ⑤家財の処分又は清掃等を行った前後の写真 ※不要な家財等処分費用の場合
- ⑥成年後見人であることが分かる書類 ※補助対象者が成年後見人の場合
- ⑦債権者登録申請書



補助金交付までの流れ



補助件数は、市の予算範囲内です。受付が終了した場合、市ホームページでお知らせします。

◆お問い合わせ◆

三田市 都市政策課 (三田市役所 本庁舎5階)

開庁日:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

T E L:079-559-5128



さんだうえるかむサイト